

奈良県営水道企業管理規程第一号

水道局
各課
出先機関

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から施行する。

令和三年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

第十一条第三項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次のように加える。

<p>二十四 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十五日）の範囲内の期間</p>
--	---